令和７年度　野田市関宿心身障がい者福祉作業所指定管理者
管理運営状況調書

担当課　障がい者支援課

評価基準	評価項目	指定管理者自己評価	担当課評価	特記事項
施設の効用（設置目的）が最大限発揮されるものであること	サービス向上のための取組状況	B	B	
危機管理体制	施設の安全管理についての対策	B	B	
管理経費の縮減が図られるものであること	①指定管理に係る経費の収支見込について	B	B	
	②経費縮減のための取組	B	B	
地元住民の雇用、物品及び役務の調達に際して、地元業者へ配慮すること	地元住民の雇用及び地元業者への配慮	B	B	
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	人員配置について	C	B	

総合所見

令和８年１月８日に障がい者支援課課長補佐、係長及び各施設担当者の４人で施設を訪問し、指定管理者と打合せを行った。

サービス向上のための取組については、２か月に１回の保護者会及び年度末の利用者アンケートを実施し、相談及び要望等の有無を確認している。また、利用者の送迎時や日々の連絡帳のやり取りを通して、各利用者の状態を細かに伝え、連携が図れるように努めている。

施設の安全管理の対策については、事業継続計画（BCP）を策定し、職員会議内で手順の確認やビデオ研修等を実施している。

指定管理に係る経費の収支見込みについては、就労支援事業の請負作業が増加したことで収入が増加している。支出については、常勤職員２人の欠員が生じた期間があったことにより、人件費が減少している。

管理経費縮減のための取組については、事務用品の管理及び消耗品の使用方法など、常にコスト削減の意識を持って運営に努めている。

地元住民の雇用及び地元業者への配慮については、職員 11 人中６人が野田市在住者となっている。

人員配置について、就労継続支援Ｂ型の職業指導員及び生活支援員の配置は、障害者総合支援法に基づく配置基準で、前年度の平均利用者数８名に対して常勤換算で 0.8 人以上の配置が必要となっている。配置されている職員は常勤換算で２人となっており、十分な支援体制となっている。また、生活介護の生活支援員の配置は、平均障害区分 4.87 の場合、利用者８人に対して 1.6 人以上の配置が必要となっている。配置されている職員は常勤換算で 2.55 人となっており、配置基準以上の十分な支援体制となっている。なお、欠員となっている生活支援員については、法人内で人員を派遣する等対応し、利用者支援に支障がないよう努めたこと及び令和８年４月から新規採用職員の入職が決まっていることから、指定管理者自己評価Ｃに対して担当課評価Ｂとした。

全般的に安定した運営をしており、保護者からの支持を得ている。総合的に見て、適正に管理運営がされていると評価する。